

令和8年度（2026年度）社会福祉施設等指導監査方針

社会福祉法人及び社会福祉施設並びに保育の実施を行う市町村(以下「社会福祉施設等」という。)に対する指導監査は、法人・施設の適正な運営が確保され、利用者に対する福祉サービスが充実することを目的として、関係法令及び関係通知に基づき実施している。

令和7年度（2025年度）の指導監査においては、多くの社会福祉施設等に適正な運営、福祉サービスの充実に向けた取組みがみられたものの、未だ一部の社会福祉施設等においては、改善への取組みが不十分あるいは不適切な運営が見受けられたところである。

また、平成29年（2017年）4月の改正社会福祉法の施行により、社会福祉法人のガバナンスの強化等が図られたことから、法人の自主性・自律性を前提として、指導監査の効率化、重点化及び明確化に継続して取り組む必要がある。

こうした状況を踏まえ令和8年度（2026年度）の指導監査は、特に次の事項について重点を置き、具体的には別添「主眼事項及び着眼点」に基づき指導監査を実施する。

なお、指導監査の対象となる法人等に対しては、指導監査実施日の概ね1か月前までに通知することとする。

【指導監査の重点事項】

平成29年（2017年）4月の改正社会福祉法施行以降の指導監査において、特に指摘が多かった事項、改善を要すべき事項について重点的に確認する。

1 社会福祉法人

（1）適正な組織運営

- ア 定款は、法令に従い必要事項が記載されているとともに、変更が所定の手続きを経て行われているか。また、定款が法令に従い、公表・公開されているか。
- イ 評議員会の招集、決議、議事録の作成・保存は適正に行われているか。
- ウ 評議員及び役員（理事・監事）について、法令及び定款に定める手続きにより適正に選任されており、法令及び定款に定める員数となっているか。また、評議員会及び理事会を連続して欠席している者がいないか。
- エ 理事会は、法令及び定款の定めに従って開催され、決議の手続きが法令及び定款の定めにより行われているか。また、理事長等が職務の執行状況について理事会に報告を行うとともに、議事録の作成保存が適正に行われているか。
- オ 評議員、理事、監事等の報酬について、その額が法令で定めるところにより定められているか。また、報酬等の支給基準について、法令に定める手続きにより定められ、公表されているか。

(2) 適正な資産管理

ア 基本財産以外の固定資産の処分について、理事長の承認が得られているか。

(3) 適正な会計管理

ア 会計責任者と出納担当者は別の者が任命されるなど内部牽制体制が確立しており、必要な業務を遂行しているか。また、理事長が任命したことが明確に確認できるか。

イ 社会福祉法人会計基準等に基づいて経理規程が作成され、会計処理が行われているか。また、月次試算表等の作成・報告が遅滞なく適正に行われ、保存されているか。

ウ 資金の運用（使途、繰入れ、繰替使用等）、予算管理及び現金管理等及び運営費の弾力運用（使途、前期末支払資金残高の取扱い等）は適正になされているか。

エ 社会福祉事業、公益事業、収益事業について、法令等に基づき適切に区分されているか。また、サービス区分は、指定基準等に基づき適正に区分されているか。

オ 各種引当金への計上は適正に行われているか。また、国庫補助金等特別積立金への積立及び取崩しは適正になされているか。

カ 入札及び契約の事務は適正に行われているか。随意契約は、予定価格が一定の額を超えていない等、合理的な理由に基づき適正に行われているか。価格による随意契約を行う場合には、複数業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断しているか。継続契約について、契約の更新の都度、契約の妥当性について検討が行われているか。

キ 計算書類、附属明細書及び財産目録は社会福祉法人会計基準に係る国の運用通知に基づき適正に作成されているか。

ク 社会福祉充実残額が適正に計算され、残額が生じた場合は、社会福祉充実計画が法令の定めに従い適正な手続きにより作成され、所轄庁の承認を得られているか。

ケ 就労支援事業会計の剰余金の管理は適正に行われているか。

(4) 不祥事の防止

ア 理事会及び監事監査機能が形骸化していないか。

イ 理事会で決定すべき事項を理事長が専決していないか。

ウ 施設の資金を他に貸し付ける等、不適切な取扱いがなされていないか。

エ 施設の資金がみだりに内部流用されていないか。

2 社会福祉施設

(1) 利用者処遇・支援の充実

ア 施設サービスの提供に当たっては、利用者個人の尊厳が守られ、利用者の意向、希望等が尊重されているか。また、身体拘束の廃止（適正化）及び虐待防止のための取組みが行われているか。

イ 利用者に対して個別の処遇・支援計画等が策定され、必要に応じて見直しが行われているか。

ウ 施設入所者に対する健康診断等は適正に実施されているか。

(2) 利用者預かり金の管理の徹底

ア 利用者からの預かり金について、預かり金管理規程に基づき適正に管理されているか。特に預かり金の収支状況について、施設長等による定期的な点検や家族等への報告が適切に行われているか。

(3) 安全管理の徹底

ア 事故防止対策マニュアル等を整備・周知するなど安全管理に取り組んでいるか。
また、事故発生時はマニュアル等に基づき迅速、的確に対応し、関係機関に速やかに報告が行われているか。

イ 感染症や褥瘡予防等の体制整備及び対策は適正に行われているか。

ウ 給食の検食を行う職員、時間、内容等は適切か。

(4) 必要な職員の配置

ア 必要な資格要件を満たす施設長等が配置されているか。また、施設の職員配置基準に基づき必要な人員が配置されているか。

(5) 施設運営

ア 施設長等施設の幹部職員の給与が当該施設の給与水準に比較して極めて高額で、長期的に安定した施設運営を確保する上で問題がないか。

また、幹部以外の職員の給与が当該施設の同種の施設の給与水準に比較して著しく低額に設定されているなど、職員の処遇に問題がないか。

イ 職員の勤務や給与に関して、就業規則、給与規程等が適正に整備され、これらに則って職員の処遇が行われているか。また、労働基準法等労働関係法令が遵守されているか。

ウ 職員の資質向上を目的とした研修の機会が確保されているか。また、必要な委員会等が設置され、開催されているか。

エ 夜間勤務時の引継時間の確保等、必要な勤務体制が整備されているか。

オ 運営規程に従業員の職種や員数、緊急時等の対応方法、利用者から徴収する費用の額等、必要な事項が明記されているか。

カ 施設の運営について、暴力団員等から支配を受けていないか。また、暴力団員等が施設長となっていないか。

(6) 建物・設備等の適切な用途変更手続き等

ア 建物・設備等の用途変更が適切な手続きを経て行われているか。

イ ナースコール（ブザー）などの必要な設備が適切に設置されているか。

(7) 防災体制の充実強化

ア 火災防止対策の強化だけでなく、自然災害に対する具体的な防災計画が策定され、非常時の際の関係機関への通報や連絡体制を整備しているか。また、避難訓練だけでなく、消火訓練や夜間訓練等、必要な訓練が実施されているか。

(8) 業務継続計画の策定等

ア 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、職員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。また、定期的に計画の見直しを実施し、必要に応じて計画を変更しているか。

3 市町村が行う保育の実施に関する事務

(1) 保育の実施の確保

- ア 保育を要する児童を適切に把握し、保育の実施事務処理が適切に行われているか。
- イ 支弁対象児童の状況を把握し、委託費の支弁、額の算定が適正に行われているか。